

# 高齢者虐待防止に向けた指針

アサヒケアサービス株式会社

## 1. 理念

高齢者の尊厳を保持し、介護を他人に委ねる事に対する社会的安心を確立する上で、利用者に対する虐待はあってはならない事である。

そこで、アサヒケアサービス株式会社では本指針を定め、職員が権利擁護について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

## 2. 定義

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること

また、正当な理由なく身体を拘束すること

### (2) 介護・世話の放棄放任(ネグレクト)

養護者が職務を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

### (4) 性的虐待

高齢者に猥褻な行為をすること又は高齢者に猥褻な行為をさせること

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分、又は高齢者から不当に財産上の利益を得ること

## 3. 取り組み内容

アサヒケアサービス株式会社では、高齢者虐待やそれに準ずる不適切なケアを防止する為に以下の項目を実施する

### (1) 虐待防止委員会の設置

### (2) 虐待防止委員会主導による法人内研修の実施

### (3) 虐待防止委員による権利擁護の浸透を促す業務指導の実施

### (4) 職員のメンタルヘルスに関する労務改善

### (5) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

### (6) 虐待防止委員会へ事故報告及びヒヤリハットの共有

### (7) 事例分析による予防策の開発

#### 4. 発生時の対応

##### (1) 虐待の発見及び通報

① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない

② 利用者に虐待が疑われる場合には、虐待防止委員に速やかに報告する

##### (2) 虐待に対する職員の責務

① 施設内における高齢者虐待は外部から把握しにくい特徴があることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない

② 虐待防止委員は施設において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに施設管理者と虐待防止委員長へ報告する

虐待防止委員長は委員会を開催し解決にあたる

また、法人本部へ報告の上、速やかに行政機関へ報告する

#### 5. 虐待防止委員の責務

(1) 虐待ゼロ目指し、発生時には速やかに適切な対応をとる

(2) 定期的な委員会の開催を行い、各委員から施設へ情報共有を行う

(3) 定期的な法人内研修を実施し、職員教育に取り組む

(4) 職員からの関連する質問や相談を受け付け、解決法を指導する

(5) 管理者と連携し職場環境改善に努める

#### 6. 指針の公開

本指針は施設内及び法人ホームページにて万人が自由に閲覧できるようにする

#### 7. 記録の保管

虐待に関する記録は5年間保管する

2022年8月6日作成